

広島市告示（安佐南区）第10号

平成27年2月13日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年1月30日及び同年2月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第11号

平成27年2月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第29号
- 2 指定年月日 平成27年2月13日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区高取南一丁目799番14の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m
延長 26.98m

広島市告示（安佐南区）第12号

平成27年2月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月16日から同年3月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員 (m)	延長 (m)
市道	安佐南2区92号線	広島市安佐南区古市二丁目1496番地7地先から広島市安佐南区古市二丁目1492番地2地先まで	旧	1.90 ～ 2.10	5.90
			新	2.10 ～ 2.60	5.90

広島市告示（安佐南区）第13号

平成27年2月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月16日から同年3月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南2区92号線	広島市安佐南区古市二丁目1496番地7地先から広島市安佐南区古市二丁目1492番地2地先まで	平成27年2月16日

広島市告示（安佐南区）第14号

平成27年2月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年2月17日から同年3月3日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
普通河川	旧	平原川及び支川	広島市安佐南区長東西三丁目1796番1地先から砂防河川権地川及び支川まで（経過点広島市安佐南区長東西二丁目174番40地先）
	新	平原川及び支川	広島市安佐南区長東西三丁目1796番1地先から砂防河川権地川及び支川まで（経過点広島市安佐南区長東西二丁目174番38地先）

広島市告示（安佐南区）第15号

平成27年2月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月17日から同年3月3日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用区間	供用開始の期日
市道	安佐南4区455号線	広島市安佐南区大塚東三丁目151番地183地先から広島市安佐南区大塚東三丁目151番地183地先まで	平成27年2月17日

広島市告示（安佐南区）第16号

平成27年2月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第30号
- 2 指定年月日 平成27年2月18日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区西原四丁目の1906番4、1914番4及び1912番2地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.03m
延長 8.76m

広島市告示（安佐南区）第17号

平成27年2月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年13日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下城ハイツ町内会（代表者 中村 俊英）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所
氏名 中村 俊英
住所 広島市安佐南区大塚西二丁目44番3号
- 2 事務所
広島市安佐南区大塚西二丁目44番3号

広島市告示（安佐北区）第7号

平成27年2月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年8月26日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した勝木自治会（代表者 引地 正信）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区亀山九丁目18番8号	広島市安佐北区亀山九丁目10番5号
代表者の氏名住所	松本 雅治 広島市安佐北区亀山九丁目18番8号	引地 正信 広島市安佐北区亀山九丁目10番5号

広島市告示（安佐北区）第8号

平成27年2月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成13年3月7日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下大毛寺町内会（代表者 大内 元）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区亀山四丁目17番12号	広島市安佐北区亀山三丁目6番51-8号
代表者の氏名住所	小西 義孝 広島市安佐北区亀山四丁目17番12号	大内 元 広島市安佐北区亀山三丁目6番51-8号

広島市告示（安佐北区）第9号

平成27年2月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋二区町内会（代表者 新家 信孝）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入五丁目8番19号	広島市安佐北区三入五丁目11番10号
代表者の氏名住所	河野 好孝 広島市安佐北区三入五丁目8番19号	新家 信孝 広島市安佐北区三入五丁目11番10号

広島市告示（安佐北区）第10号

平成27年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第11号

平成27年2月17日

可部駅西口駐輪場、可部駅西口南側駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場及び玖村駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年2月16日に広島市西部自転車等保管所へ

移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第12号

平成27年2月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年2月24日から同年3月10日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K4-F4-B原保-12-1-13号水路	安佐北区安佐町毛木1197番地先から同所1197番地先まで
水路	K4-F4-B原保-12-1-14号水路	安佐北区安佐町毛木1197番地先から同所1197番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-16号里道	安佐北区安佐町毛木1199番地先から同所1197番地先まで

広島市告示(安佐北区)第13号

平成27年2月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年2月24日から同年3月10日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	旧	K4-F4-B原保-12-1-15号水路	安佐北区安佐町毛木1200番地先から同所1196番地先まで
	新	K4-F4-B原保-12-1-15号水路	安佐北区安佐町毛木1200番地先から同所1196番地先まで

広島市告示(安佐北区)第14号

平成27年2月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成27年2月24日から同年3月10日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K4-F4-B原保-12-1-16号水路	安佐北区安佐町毛木1199番地先から同所1196番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-13号里道	安佐北区安佐町毛木1197番地先から同所1197番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-14号里道	安佐北区安佐町毛木1197番地先から同所1197番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-20号里道	安佐北区安佐町毛木1196番地先から同所1196番地先まで

広島市告示(安佐北区)第15号

平成27年2月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年2月24日から同年3月10日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K4-F4-B原保-12-1-12号水路	安佐北区安佐町毛木1193番地先から同所1191番1地先まで
水路	K4-F4-B原保-12-1-15号水路	安佐北区安佐町毛木1120番地先から同所1196番地先まで
水路	K4-F4-B原保-12-1-16号水路	安佐北区安佐町毛木1199番地先から同所1196番地先まで
水路	K4-F4-B原保-12-1-18号水路	安佐北区安佐町毛木1205番地先から同所1200番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-13号里道	安佐北区安佐町毛木1197番地先から同所1197番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-14号里道	安佐北区安佐町毛木1197番地先から同所1197番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-17号里道	安佐北区安佐町毛木1202番地先から同所1200番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-19号里道	安佐北区安佐町毛木1205番地先から同所1203番地先まで
里道	安佐北4区F4-B原保-12-1-20号里道	安佐北区安佐町毛木1196番地先から同所1196番地先まで

広島市告示(安佐北区)第16号

平成27年2月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年2月24日から同年3月10日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	旧	K4-F4-B 原保-12-1 -11号水路	安佐北区安佐町毛木1193番地 先から同所1187番地先まで
	新	K4-F4-B 原保-12-1 -11号水路	安佐北区安佐町毛木1191番2 地先から同所1187番地先まで
里道	旧	安佐北4区78 4号里道	安佐北区安佐町毛木1195番5 地先から同所1195番1地先まで
	新	安佐北4区78 4号里道	安佐北区安佐町毛木1195番5 地先から同所1195番1地先まで

広島市告示(安芸区)第8号

平成27年2月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成27年2月5日から同月19日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安芸4区612号 線	広島市安芸区矢野南一丁目4610 番1地先から矢野南一丁目4610 番4地先まで

広島市告示(安芸区)第9号

平成27年2月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年2月5日から同月19日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	安芸4区377 号里道	広島市安芸区矢野西六丁目468 8番10地先から矢野南一丁目4 610番地先まで
	新	安芸4区377 号里道	広島市安芸区矢野西六丁目468 8番10地先から矢野南一丁目4 612番1地先まで

広島市告示(安芸区)第10号

平成27年2月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したため、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第11号

平成27年2月12日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、2月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第12号

平成27年2月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 平成27年2月24日
- 3 道路の位置 広島市安芸区矢野西一丁目5397番1の一部
- 4 幅員 4.30メートル
- 5 延長 67.35メートル

広島市告示(安芸区)第13号

平成27年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したため、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第14号

平成27年2月27日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分
します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第15号**

平成27年2月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、  
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま  
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第16号

平成27年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第17号**

平成27年2月6日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自  
転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等につい  
ては、平成27年2月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動した  
ので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等につい  
ては、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第18号

平成27年2月6日

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第1項第5号
の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島佐伯区役所農林建設部建築課において一
般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成27年2月6日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区坪井一丁目1410番1の一

部、1410番4の一部、1410番1地
先水路

4 幅員及び延長 幅員4.22メートル

6.22メートル

延長44.07メートル

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第19号**

平成27年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、  
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま  
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第20号

平成27年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第21号**

平成27年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、  
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま  
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第22号

平成27年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第23号**

平成27年2月17日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自

転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年2月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第24号

平成27年2月23日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年2月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第25号

平成27年2月23日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年2月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第26号

平成27年2月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第27号

平成27年2月25日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更し、廃止します。

その関係図書は、平成27年2月25日から同年3月11日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧

に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等       | 所在(起点及び終点)               |
|----|-----|------------|--------------------------|
| 里道 | 旧   | 佐伯2区521号里道 | 八幡東四丁目575番1地先から575番1地先まで |
|    | 新   | 佐伯2区521号里道 | 八幡東四丁目154番1地先から154番1地先まで |

広島市告示(佐伯区)第28号

平成27年2月25日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は、平成27年2月25日から同年3月11日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等       | 所在(起点及び終点)               |
|----|-----|------------|--------------------------|
| 里道 | 旧   | 佐伯2区520号里道 | 八幡東四丁目365番4地先から365番5地先まで |
|    | 新   | 佐伯2区520号里道 | 八幡東四丁目365番5地先から365番5地先まで |

区告示

広島市南区告示第1号

平成27年2月19日

自動車の臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田原範朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-20

広島市南区告示第2号

平成27年2月19日

自動車の臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田原範朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-07

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第1号

平成27年2月20日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規

定により、平成27年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村和幸

1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局（ただし、縦覧期間のうち3月7日（土）については、中区市民部市民課休日受付窓口）

2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、  
毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第2号
平成27年2月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
（ただし、縦覧期間のうち3月7日（土）については、中区市民部市民課休日受付窓口）

2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第3号**  
平成27年2月20日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村和幸

- 1 登録の移替えをしない期間  
平成27年3月2日から平成27年4月12日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿登録の移替えは、平成27年4月13日から行う。

~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第1号
平成27年2月18日

公職選挙法（昭和25年法律100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川秀雅

1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局

（縦覧期間のうち平成27年3月7日（土）については、東区役所市民部市民課休日受付窓口）

2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市東区選挙管理委員会告示第2号**  
平成27年2月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局

（縦覧期間のうち平成27年3月7日（土）については、東区役所市民部市民課休日受付窓口）

2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、  
毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第3号
平成27年2月18日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川秀雅

- 1 登録の移替えをしない期間

平成27年3月2日から平成27年4月12日まで
 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成27年4月13日から行う。

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会告示第1号**

平成27年2月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会  
 委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
 広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、  
 毎日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会告示第2号

平成27年2月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
 委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
 広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
 毎日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会告示第3号**

平成27年2月20日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
 委員長 大原貞夫

- 1 登録の移替えをしない期間

平成27年3月2日から平成27年4月12日まで  
 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成27年4月13日から行う。

~~~~~  
広島市西区選挙管理委員会告示第1号

平成27年2月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
 委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
 広島市西区役所内
 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
 毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市西区選挙管理委員会告示第2号**

平成27年2月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会  
 委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
 広島市西区役所内  
 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、  
 毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市西区選挙管理委員会告示第3号

平成27年2月19日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
 委員長 爲末和政

- 1 登録の移替えをしない期間

平成27年3月2日から平成27年4月12日まで
2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替は、平成27年4月13日から行う。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第1号

平成27年2月12日

広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙の期日等を、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第3項の規定により、次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 選挙期日 平成27年2月19日
- 2 投票の時間 午前9時から午後4時まで
- 3 選挙区及び選挙すべき総代の数

第一区選挙区	18人
第二区選挙区	15人

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第2号

平成27年2月12日

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第11条第1項の規定による広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の総代総選挙に用いる投票用紙を次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第3号

平成27年2月12日

平成27年2月19日執行の広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第4号

平成27年2月12日

平成27年2月19日執行の広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙における各選挙区の選挙立会人を、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第5項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第5号

平成27年2月20日

平成27年2月19日執行の広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙において、当選した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第6号

平成27年2月20日

平成27年2月19日執行の広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙において、当選証書を付与した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第7号

平成27年2月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第8号

平成27年2月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理

委員会事務局

- 2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第9号

平成27年2月20日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 登録の移替えをしない期間
平成27年3月2日から平成27年4月12日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成27年4月13日から行います。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第10号

平成27年2月20日

昭和55年広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号による安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部を、別紙のとおり変更します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第1号

平成27年2月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所
広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等
平成27年3月3日から3月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第2号

平成27年2月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所
広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等
平成27年3月3日から3月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第3号

平成27年2月19日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 登録の移替えをしない期間
平成27年3月2日から平成27年4月12日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、4月13日から行う。

広島市安芸区選挙管理委員会告示第1号

平成27年2月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀則

- 1 場所
広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等
平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第2号

平成27年2月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第3号

平成27年2月13日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 登録の移替えをしない期間
平成27年3月2日から同年4月12日まで
- 2 上記1の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成27年4月13日から行う。

広島市安芸区選挙管理委員会告示第4号

平成27年2月20日

指定関係投票区の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により設けた指定関係投票区の指定を、次のとおり変更します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

1 変更する指定関係投票区

	変更前	変更後
指定投票区	指定関係投票区	指定関係投票区
船越南投票区	畑賀投票区、中野第一投票区、中野第二投票区、中野第三投票区、	畑賀投票区、中野第一投票区、中野第二投票区、中野第三投票区、

船越南投票区

瀬野投票区、上瀬野投票区、阿戸第一投票区、阿戸第二投票区、船越投票区、船越西投票区、矢野第一投票区、矢野第二投票区、矢野第三投票区、矢野第四投票区、矢野第五投票区、矢野第六投票区

瀬野投票区、上瀬野投票区、みどり坂投票区、阿戸第一投票区、阿戸第二投票区、船越投票区、船越西投票区、矢野第一投票区、矢野第二投票区、矢野第三投票区、矢野第四投票区、矢野第五投票区、矢野第六投票区

2 施行年月日

平成27年3月1日

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第1号

平成27年2月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成27年3月7日（土）については、佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口）

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第2号

平成27年2月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成27年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成27年3月7日（土）については、佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口）

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第3号

平成27年2月18日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおりと定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 登録の移替えをしない期間
平成27年3月2日から平成27年4月12日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成27年4月13日から行う。

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第2号
平成27年2月20日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表大塚の項中「大塚西一丁目（1番17号～1番29号、2番、3番9号～3番17号、5番1号～5番22号、6番、7番3号～7番40号に限る。）」を「大塚西一丁目（1番17号～1番29号、2番、3番9号～3番17号、5番1号～5番22号、6番、7番3号～7番40号、8番～35番に限る。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第2号
平成27年2月6日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

- 1 日時 平成27年2月10日（火） 午後1時30分

ら

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開議題】

- (1) 広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に対する意見について（議案）

【非公開予定議題】

- (2) 教職員の人事について（議案）

監査公表

広島市監査公表第3号

平成27年2月3日

広島市監査委員	佐伯克彦
同	井上周子
同	沖宗正明
同	渡辺好造

平成26年度包括外部監査人の監査結果に関する報告の公表

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人村田賢治から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

次のとおり 略

広島市監査公表第4号

平成27年2月10日

広島市監査委員	佐伯克彦
同	井上周子
同	沖宗正明
同	渡辺好造

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市水道事業管理者から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(水道局)

- 1 監査意見公表年月日
平成23年2月7日(広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年2月5日(広水財第105号)
- 4 監査のテーマ
水道事業における事務の執行及び資産の管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市の水道料金について
資金の効率的な運用について(所管課:水道局財務課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>平成17年度から平成21年度までの5年間の現金預金と新規企業債発行額を見ると、いずれも現金預金残高は企業債発行額を上回り、現金預金と企業債による借入金が両建てになっている。預金金利よりも借入金利の方が高い訳であるから、現金預金残高と借入金が両建てになっていると資金効率が悪い。資金効率を上げるために、必要な運転資金を残して、残りは企業債に頼らないで、内部資金で建設改良費を支出することが可能であったはずである。</p> <p>これは、あくまで試算した結果ではあるが、平成17年度に40億円の借入れがなかったとしても、平成21年度までは運転資金に十分な余裕があり、また、平成20年度に23億円の借入れがなくても、平成21年度までは運転資金が不足することはない。</p> <p>過去の建設改良費に対する起債比率[企業債÷(建設改良費-市、国などからの補助金)]を調べてみると、平成14年度から平成17年度までは約90%、平成18年度から平成21年度までは約80%であり、平成18年度から起債比率を約10%落としている。</p> <p>起債比率はあくまでも財政収支計画上の目標であり、計画よりも実際の資金に余裕があれば、起債比率を80%とする方針にとられず、起債比率を下げる等柔軟な資金調達を図り、経費削減に努めるべきである。</p>	<p>平成25年12月に策定した中期経営計画(平成26年度~平成29年度)においては、健全経営を推進していく観点から、企業債残高の削減を目標管理の項目の一つとして掲げており、企業債の借入額を企業債償還金の範囲内とすることで目標を達成することとした。</p> <p>また、当該中期経営計画においては、建設改良費及び企業債償還金等の資本的支出とともに、企業債及び補助金等の資本的収入の見積もりを行ったところ、資本的収入が資本的支出に差し不足するため、地方公営企業の経理における一般的な補填順位に従い、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や損益勘定留保資金を充当することにしたが、さらに不足額があり、また企業債の借入額を抑制する必要もあることから、現在積み立てている建設改良積立金の全額取崩しなどによって資金的な補填を行うこととした。</p> <p>こうしたことから、企業債の借入額を抑制し、企業債残高を削減するなど、資金の有効活用を図ることができると考えている。</p>

~~~~~

**広島市監査公表第5号**  
平成27年2月19日

平成26年12月26日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐伯 克彦  
同 井上 周子  
同 沖宗 正明  
同 渡辺 好造

(別紙)

~~~~~

広監第120号
平成27年2月19日

請求人
広島市中区幟町15番11号

大野 邦彦 様

広島市監査委員 佐伯 克彦
同 井上 周子
同 沖宗 正明
同 渡辺 好造

**広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)**

平成26年12月26日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

平成26年12月26日付けで提出のあった広島市職員措置請求書及び平成27年1月16日付けで提出のあった補正書に記載された内容は、以下のとおりである。

1 措置請求書

広島市立鞆町小学校校長 瀬川照幸に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

違反事実

瀬川照幸は平成26年11月9日に鞆町小学校グラウンドにおいてテントを乾燥させる目的の利用を鞆町小学校PTAに認めたが、目的外使用であるにも関わらず、目的内申請の取り扱いを行い、正しい手続きを行わず、無効な許可を行い、使用料の請求も行わなかったこと

経緯 詳細

平成26年11月9日開催のふれあいバザー開催のため、鞆町小学校PTAは平成26年9月1日に学校施設使用申し込みを行い、平成26年11月8日9日両日の利用が認められた。これについては広島市教育委員会のマニュアルにそった正しいものである。

しかしながら、鞆町小学校PTAは急遽開催日当日に学校施設使用施設申し込みを行っているが、これはバザーの際に雨でぬれたテントを乾かす目的のもので、PTA備品の管理上の必要によるもので、これは目的外使用に該当する。

またその期間は11月9日から11月15日までで、教育機関の長に対する事務委任規程にも使用期間が7日未満を超えており学校長の越権行為であり違反行為である。

2 補正書

平成26年12月26日付け第962号で受け付けられた「広島市職員措置請求書」について、次のとおり補正します。

〔補正内容〕**1 広島市の損害について**

広島市立鞆町小学校PTAに対する鞆町小学校グラウンド使用についての目的外使用料の未徴収

広島市立鞆町小学校PTAの不正なグラウンド利用により鞆町小学校児童のグラウンド利用が妨げられ、教育活動・文化活動などの阻害となったこと。

グラウンド内に27張のテントの設置によって、強風や児童のいたずらなどによる事故の懸念があったこと。

2 必要な措置の内容について

本件についての越権行為、不当な手続きを行った瀬川照幸を処分せよ。

広島市立鞆町小学校PTAに対しグラウンドの使用料を徴収せよ。

PTAの横暴な学校施設の利用とそれを管理できていない学校といったPTAと学校長・教員との不適切な関係が

今回の不正な利用の原因となっているので、これの是正と再発防止の措置を広島市教育委員会施設課に義務付けよ

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成27年1月21日に、平成26年12月26日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施**1 請求人による証拠の提出及び陳述**

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年1月28日に、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、同月23日に陳述書及び証拠を提出した上で、陳述を行った。

なお、提出された陳述書及び証拠には、従前の主張を特段補強したり、事実の証明を高めるものはなかった。

2 広島市教育委員会の意見書の提出及び陳述

広島市教育委員会に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成27年2月2日付け広市教総第110号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の要旨は、以下のとおりである。

(1) 広島市教育委員会の意見の趣旨

措置請求は、理由がない。

(2) 広島市教育委員会の意見の理由

本件措置請求者は、広島市立鞆町小学校校長の瀬川照幸が認めた、平成26年11月9日（日）から同月15日までの間の同校PTAによる学校のグラウンド使用（以下「本件使用」という。）に関して、①本件についての越権行為、不当な手続きを行った瀬川照幸を処分せよ、②広島市立鞆町小学校PTAに対しグラウンドの使用料を徴収せよ、③PTAと校長・教員との不適切な関係が今回の不正な利用の原因となっているので、これの是正と再発防止の措置を広島市教育委員会施設課に義務付けよと主張しているので、以下、これらの点に関して述べる。

ア 本件使用について鞆町小学校校長 瀬川照幸が行った手続等について

PTAとは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体とされている。（昭和42年6月23日文部省社会教育審議会報告より）

鞆町小学校PTAは、同報告に沿う「教育を推進し児童の福祉を推進する」などの目的を同PTAの規約に定め、同校児童の保護者や同校の教員で組織された団体

で、その活動と学校運営とは切っても切れない関係にあり、お互い連携して、児童の教育の振興などを図っているものである。なお、児童の教育のための、学校とPTAなど家庭や地域社会との連携の重要性は、平成8年7月19日の文部省中央教育審議会答申でも明記されているところである。

平成26年11月9日（日）の鞆町小学校でのふれあいの日の行事の開催も、児童、保護者等と地域の人々とのふれあいを一層深め、児童の教育の振興を図るため学校と連携して行うPTAの主たる活動の一つであり、そのための学校グラウンドや体育館等の使用は、学校教育の目的に沿った活動での使用であり、目的内使用である。

請求者は、この行事の際に雨で濡れたテントを乾かす目的で学校のグラウンドを使用したのは、PTA備品の管理上必要になったもので、目的外使用に該当すると主張しているが、当該テントは、PTAの所有備品であるとともに、学校と連携して開催する本件行事や学校の運動会などで使用するテントでもあり、それらが雨で濡れた際、カビなどが発生しないよう、一定期間、学校のグラウンドで乾かすことは、当該行事でのテント設営から片付けまでの一連の処理（行事）の一部であり、そのために必要となった学校のグラウンドの使用である本件使用は、行事当日の学校施設の使用と同様、目的内使用である。

なお、グラウンドの使用期間が行事の日（11月9日）から7日間となったのは、①多くのテントがある中でその片付けを行うPTA会員が平日ではどうしても集まりにくいこと、②グラウンドの南側に集めておけば学校の体育の授業などの教育活動や文化活動への支障は少なく、また、③いたずら防止や児童の安全確保、強風による倒壊事故なども、教員が監視したり、予防措置を取ることに対応できることから、片付け予定日を11月15日（土）としたことによるものである。

以上のとおり、本件使用は目的内使用であり、学校教育法第37条第4項に基づき、同校の校長がその権限と責任において判断し、平成25年7月2日付けの施設課長通知に沿って、適正に処理したものであり、越権行為や不当な手続は行っておらず、同校長を処分する理由はない。

イ 広島市立小学校PTAからのグラウンドの使用料の徴収について

本件使用は、PTAが学校と連携して行う学校での行事の開催のために必要となった学校施設の使用で、学校教育法第37条第4項に基づき、校長が校務として、その権限と責任において許可できる目的内使用であり、行政財産である学校施設の目的外使用に伴い必要となる使用料徴収の対象ではない。

また、目的内使用である公の施設としての学校の利用についての使用料は、広島市立学校条例でこれを定めて

いるが、同条例では、高等学校などに関して、授業料、入学科、寄宿舎使用料等は徴するようにはなっているが（広島市立学校条例第3条第1項、同第3条の2、同第4条の2、同第4条の3）、小学校施設であるグラウンドの一時的な使用である本件使用の対価としての使用料の徴収は同条例には規定されていない。

以上のことから、PTAによる行事で使用するため鞆町小学校のグラウンドに設置した多くのテントを乾かす目的で、同校のグラウンドを7日間使用したことについて、使用料を徴収する必要はない。

ウ PTAと校長・教員との不適切な関係の是正と再発防止の措置について

鞆町小学校におけるふれあいの日の行事に関して、同校と同校PTAは、午前中を学校主催の授業参観等、午後をPTA主催のバザー等の行事を実施し、なるべく多くの保護者や地域住民などに参加してもらい、学校教育活動への理解の促進とともに、児童・保護者・地域の人々・学校教員の間の交流促進、PTA活動費の確保などを目的に、学校とPTAが連携し、それぞれ役割を分担して行っているものである。

また、PTA主催のふれあいの日の行事やその準備、バザー等終了後のテントの乾燥・片付けのため、PTAが所定の学校施設使用申込書を校長に提出し、これを校長が、学校教育法第37条第4項により校務として、その権限と責任において認めたものであり、また、その手続も平成25年7月2日の施設課長通知に沿って適切に処理している。

以上のことから、学校施設使用に関して、PTAと校長・教員の間に不適切な関係はなく、再発防止のための措置も必要はない。

エ 本件措置請求について

以上のことから、本件措置請求は、理由がない。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類及び広島市教育委員会（以下「市教委」という。）に提出を求めた関係書類及び関係職員への調査により、以下の点について確認した。

(1) 学校施設について

ア 小学校は、学校教育法第29条において、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とするとされている。公立小学校は地方自治法第238条第4項に定める行政財産であり、同法第244条に定める公の施設である。

同法第225条において、公の施設の利用につき使用料を徴収することができることが定められているが、同

法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要であるとされている。これを受けて広島市では、広島市立学校条例において、授業料、聴講料、入園料・入学科及び寄宿舎使用料が使用料として定められている。

イ 学校の用に供する財産の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により教育委員会が行うとされているが、校務については、学校教育法第37条第4項において、校長にこれをつかさどる責任と権限があるとされている。

校務とは、学校の目的である教育を行うための教育課程に基づく学習指導や学校施設設備に関するものなどであるとされており、学校施設の管理は校務の一つである。

なお、学校施設とは、学校施設の確保に関する政令第2条第2項において、学校の建物その他の工作物及び土地とされている。

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第50条第1項において、校長は、施設、設備等の保全管理に努めなければならないと定められている。

ウ このため、市教委は、小学校教育の目的のために学校施設を使用するに際しても、責任の所在を明らかにするなど、より適正に管理するため、①単位PTA主催による学校での文化活動、スポーツ活動、バザーなど、②教育研究会主催による学校での各種研究会や研修の開催、③その他、学校以外の団体が、学校の設置目的に沿って学校施設を使用するものについて、必要な手続を定めて、平成25年7月2日付け市教委施設課長通知「学校以外の団体による学校施設の使用について」（以下「施設課通知」という。）により各学校へ周知している。

エ なお、学校施設の使用許可が住民監査請求の対象となるか否かについては、住民訴訟では、対象財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為が対象となるとされており（最高裁第一小法廷平成2年4月12日判決）、住民監査請求においても同様と解されている。

(2) PTAによる学校施設の使用について

ア PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的として、保護者と教職員が協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るために会員相互の学習その他必要な活動を行う団体とされており、幟町小学校PTAは、会の規約によれば、民主教育を推進し児童の福祉を増進すること、会員の教養の向上に努めること、学校の教育的環境の整備拡充を図ることを目的として、設立さ

れている。

イ PTAと学校は、児童生徒の健全な育成を図るという共通の目的のもと密接不可分な関係にあり、お互い連携して、この目的を達成するための活動を行っているとのことであり、幟町小学校においてもPTAと学校が連携した行事が行われている。

ウ 平成26年11月9日（日）に幟町小学校において幟町小学校PTA主催で開催された「ふれあいの日」の行事（以下「ふれあいの日」という。）は、児童、保護者等と地域の人々がふれあいを深めることを目的に、幟町小学校PTAと幟町小学校が連携して、例年行う行事である。

この「ふれあいの日」では、グラウンドや体育館などの学校施設が使用され、児童と地域住民等と一緒に遊ぶ「ふれあい広場」などのコーナー、軽飲食を提供するためのコーナー、地震体験車コーナーなどが設けられている。

エ 「ふれあいの日」の開催に当たり、幟町小学校PTA代表者は、グラウンドや体育館などの学校施設を使用するために、平成26年9月1日付けで施設課通知に定められた学校施設使用申込書を幟町小学校長へ提出し、同校長は、当該行事が、児童、保護者等と地域の人々がふれあいを深めることを目的としたものであり、小学校教育の目的に合うものであると判断し、施設課通知に基づき、校務として学校施設の使用を認めている。

オ 幟町小学校長は、当初、「ふれあいの日」における幟町小学校PTAによるバザー等でのテント使用を、行事当日に片付けることを前提に認めていた。

しかしながら、行事当日の雨によりテントが濡れ、乾燥させなければ片付けることができなくなったため、同校PTA代表者は、テントをグラウンドの南側へ移動させた上で、多くの保護者の参加が見込める次の土曜日（11月15日）までの間、引き続きグラウンドを使用する内容の学校施設使用申込書を同校長へ提出し、同校長は、申込内容は小学校運営に大きな支障はないと判断し、使用を認めている。

なお、テントの片付けは、予定どおり11月15日に約80人の保護者により行われている。

(3) その他の請求人の主張について

請求人は、グラウンド利用により教育活動等の阻害となったこと、テントの設置により事故の懸念があったことが損害であると主張するにとどまり、広島市が被った損害を明らかにする証拠は提出されていない。

2 判断

P T Aと学校は、児童生徒の健全な育成を図るという共通の目的のもと、互いに連携し、この目的を達成するための活動を行っており、「ふれあいの日」は、児童、保護者等と地域の人々がふれあいを深めることを目的に、鞆町小学校が開催した「ふれあい参観日」と一体となって行われた行事であることから、鞆町小学校長が、「ふれあいの日」による学校施設の使用を目的内使用であるとした判断は妥当である。

同校長が、鞆町小学校P T Aが行事終了後の次の土曜日までの間、引き続きグラウンドを使用することを認めたことについては、当初予定していた使用目的の範囲内で使用期間を延長したものにすぎず、また、日数及び面積等の点から小学校運営に大きな支障はないとの判断に基づき認めたものであり、その判断は妥当である。

本件措置請求に係る学校施設の使用手続については、その使用に必要な手続等を定めている施設課通知どおり適正に行われている。

本件措置請求に係る学校施設の使用に伴う使用料については、条例で定めている徴収すべき使用料に該当するものはない。

その他請求人の主張する行事終了後のグラウンド利用による教育活動等の阻害及びテントの設置による損害は認められない。

なお、本件措置請求に係る学校施設の使用は、教育行政上の観点から認めたものであり、教育財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全等を図る財務的処理を直接の目的とする行為ではないことから、住民監査請求の対象となる財務会計行為の要件を欠くものである。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由はないことから、本件措置請求について請求を棄却する。